

学童保育所入所許可申請等必要書類確認票

※学童保育所の入所申請にあたって必要な書類の確認票です。書類不足や提出先の誤り等の無いようご活用ください。提出は不要です。

提出書類		確認欄
【指定様式】白井市学童保育所入所許可申請書		
【指定様式】児童調査票		
保育を必要とする事由を証する書類（▶入所案内3ページ参照）		
該当する項目の同居の20歳以上65歳未満の方全員分	① 就労（1日4時間以上月12日以上勤務かつ午後3時以降の帰宅）	■ 【指定様式】就労証明書 ■ 自営業の場合以下の書類を添付 <前年から自営業を行っている場合> 確定申告の写し <今年から自営業を行っている場合> 開業届等の写し
	② 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	■ 在学証明書 ■ 時間割の写し
	③ 妊娠、出産	■ 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載のページ）
	④ 保護者の疾病、障害	■ 以下のいずれかの書類 ○医師の診断書 ※診断書には、「診断名」「現在の状況」「家庭での保育の可否」「期間」についてご記載ください。 ○障害者手帳の写し ※障害を事由とする場合、医師の診断書は必要ありません。
	⑤ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	■ 医師の診断書 ※診断書には、「診断名」「現在の状況」「家族の介護・看護の必要性」「期間」についてご記載ください。 ■ ご家族の状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。
	⑥ 災害復旧	■ 罹災証明書 ■ 災害状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」をご記載ください。
	⑦ 求職活動（起業準備を含む）	■ 必要書類はありません
	⑧ 育児休業	■ 育児休業の期間が明記されている就労証明書
	⑨ その他（書類名：_____）	
保育料の減免申請で必要となる書類（▶入所案内6ページ参照）		
申請者全員	【指定様式】白井市学童保育所保育料減免申請書	
該当する項目ひとつ	① 生活保護法による被保護世帯	■ 受給者証の写し
	② 住民税非課税世帯	■ 以下の場合は課税（非課税）証明書 ・令和7年4月～8月分保育料の減免申請の場合で令和5年1月1日に白井市に住民登録がない…令和5年度課税（非課税）証明書 ・令和7年9月～3月分保育料の減免申請の場合で令和6年1月1日に白井市に住民登録がない…令和6年度課税（非課税）証明書 ■ 上記以外の場合必要書類はありません
	③ 住民税均等割りのみ課税世帯	
	④ きょうだい同時入所	■ 必要書類はありません

入所許可決定後に手続きが必要となる書類

○様式を入所許可決定通知に同封しますので、お手続きをお願いいたします。（様式は市HPからダウンロードすることも可能です）

対象者	提出書類	確認欄
全員	◀銀行窓口へ提出▶【指定様式】口座振替依頼書（注：おやつ代等の引き落とし手続きとは別です）	
ひとり登降所等を希望する場合	◀各学童保育所へ提出▶【指定様式】登降所及び休所に関する届出書	

※ 上記以外に学童保育所（運営事業者）として手続き・書類の提出が必要な場合があります。

提出先をよくご確認ください、書類の混同が無いようご注意ください。